

## 議案 第1号

### 江戸川水防事務組合個人情報の保護に関する法律施行条例について

#### 質疑

第3条における法89条2項の規定により納付しなければならない手数料の額は無料とする。ということについて、法89条2項では、利用しやすい額とするよう配慮しなければならないとなっていますが、なぜ、無料と定めるようになったのか？目的を詳細にお答えください。

#### 答え

法令による開示請求の場合には、コピー代と郵送代がある場合、請求者が負担することになっています。よって、今回、法律の条文の文言を法令に基づき定めたところでございます。

#### 再質疑

地方自治法15条では、普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し規定則を制定することができるとあります。この点について問題はないのでしょうか？

#### 答え

条例により、第3条の2において定められている文言のため問題はありません。

#### 再質疑

個人情報保護法においては、第81条において行政機関の長等は、これを拒否できるとあります。どのように個人情報請求の際に開示するか否かを判断されるのでしょうか？

#### 答え

個人情報保護法第79条において、行政機関の長等は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないとあります。個人情報の開示に伴い不利益になる情報となる場合には、第81条に伴い開示することはございません。

